

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年7月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ケニア国ナイロビ通勤鉄道改良計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : ケニア国ナイロビ通勤鉄道改良計画準備調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 25a00235

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 7 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国ナイロビ通勤鉄道改良計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年9月～2026年11月

上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年7月15日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年7月15日 12時まで
3	質問への回答	2025年7月18日 まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年8月1日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年8月21日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：https://forms.office.com/r/kTfsamnvWW

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加算

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加算します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加算

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加算（若手育成加算）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施

する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- （２）本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

１０．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	測量・沿線建物・自然条件調査の業務に係る具体的内容	第4条(4)
2	信号整備計画調査に係る具体的内容	第3条(12) 第4条(11)
3	整備機材(機関車)選定調査に係る具体的内容	第3条(13) 第4条(11)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用い

られる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。

- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

- ☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
- ☒ 同「補完編（土木分野）」（2023年4月）
- ☒ 同「補完編（建築分野）」（2023年4月）
- ☒ 同「機材編」（2023年4月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- ☒ JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

- ☒ JICA不正腐敗防止ガイダンス
- ☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
- ☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン
- ☒ ODA建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- ☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☒ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

（ア） 第１回現地調査

2025 年 9 月下旬～10 月上旬

調査対象とする本プロジェクトの内容（概要）及び検討の方向性等について、実施機関と確認・合意することを目的とする。

（イ）第２回現地調査

2025 年 11 月下旬～12 月中旬

第１回現地調査で合意した内容を踏まえ、設計・積算に必要な具体的な情報の収集を行い、実施機関と確認・合意することを目的とする。

（ウ） 第３回現地調査（概略設計協議）

2026 年 6 月下旬～7 月上旬

第１回・第２回の現地調査結果を踏まえ、本プロジェクトの計画内容（無償資金協力事業の対象とする範囲）及び先方実施機関の責任範囲等検討の方向性について、実施機関と確認・合意することを目的とする。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア） 第１回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

（イ） 第２回現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（ウ） 第３回（概略設計協議）に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に

提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。

- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① 「アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通改善に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」（2021年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。
- 上記に加え、他ドナー等による調査が実施されている場合は現地で状況を把握しながら協調の検討及びデマケーションの明確化を行うこと。

（６）本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、機材管理スペース、運行指令室等

（７）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・

許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

- 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に掲げる鉄道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しない
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案の作成支援に係る検討を行う。
- なお、事業予定地において移転が必要となる住居や露店の有無を確認し、可能な限り移転を必要としない事業計画・工程を検討する。やむを得ず移転が発生する場合は経済移転計画案の作成支援に係る検討を行う。

（８）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

（９）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

- ☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）³の「運輸交通」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
 - ① ナイロビ都市開発マスタープラン策定プロジェクト（2014 年）
 - ② アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通改善に係る情報収集・確認調査（2021 年）
 - ③ ナイロビ都心総合交通システム及び環状線事業計画策定（2018 年）
 - ④ ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト（実施中）

（１０）発注者の既存事業との連携可能性の検討

- ☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業、情報収集・確認調査等）との具体的な連携の可能性を追求すること。

³保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。
 - ① ナイロビ都市開発マスタープラン策定プロジェクト（2014 年）
 - ② アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通改善に係る情報収集・確認調査（2021 年）
 - ③ ナイロビ都心総合交通システム及び環状線事業計画策定（2018 年）
 - ④ ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト（実施中）
- 特に 2025 年 8 月に終了予定の「ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト」については、実施機関同士の連携や鉄道・バス間の円滑な乗継が実現されるよう、長期的な開発効果発現の観点から相乗効果向上に資する提案の取りまとめを行うこと⁴。

（１１）相手国関係機関の調整

☒ 本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関係する Ministry of Roads and Transport - State Department of Transport、Kenya Urban Roads Authority、Nairobi City County Government、Ministry of Lands, public works, housing, and urban development も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。
- 建設候補地点の検討・決定には Nairobi City County Government が深く関与するため、インセプション・レポートや協力準備調査報告書（案）などの各種打合せに際しては Nairobi City County Government にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。
- 運行ダイヤの策定においては、交通モード接続のためマタツ（乗合バス）の運行を管理する Nairobi Metropolitan Area Transport Authority 及び Nairobi City County Government とともに協議や情報共有を行うこと。

（１２）適切な信号システムの検討

本業務の信号システムは、駅間にケーブルを敷設するものを想定しているが、安全性、経済性、盗難対策等を考慮し、駅間のケーブル敷設を必要としない、公衆無線を用いた信号システムの採用の可能性も検討すること。信号システムの方式の決定にあたっては先方実施機関や発注者、また必要に応じて国内の有識者とよく調整のうえ決定すること。公衆無線を用いた信号システムを採用する場合、日本国内における適用状況や仕様（特に通信の信頼性確保にかかる技術要件）を十分に確認し、必要に応じて有識者による確認を得るなど適切

⁴ なお、ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクトに関する情報の多寡はコンサルタント選定時の評価に考慮しないこととし、契約後に必要に応じ JICA より左記プロジェクトの追加資料やプロジェクト関係者との打合せ機会の提供を行うこととする。

な導入プロセスを検討すること。加えて、フランス支援の 5 号線の改良工事や、世界銀行支援のフィージビリティスタディについての情報収集に努め、可能な限りそれらと整合のとれた内容とすること。

なお、上記に際しては定量的なデータを根拠に検討を行うこと。。

(13) 相手国のニーズを踏まえた適切な車両形式の検討

本業務には車両の調達の検討が含まれる。現時点ではディーゼル機関車 1 両の調達を想定しているが、先方実施機関の要望を確認のうえ、気動車等の可能性を併せて検討すること。その際、経済性や輸送力についての比較検討も行うこと。また、前提条件として先方実施機関の有する貨物輸送車両・乗客輸送車両の状況を把握すること。

車両形式については受注者が先方実施機関のニーズや発注者の意向を確認するとともに、必要に応じて国内の有識者に意見照会し、これら内容を踏まえて発注者が決定する。加えて、フランス支援の 5 号線の改良工事や、世界銀行支援のフィージビリティスタディ、他の関連事業の情報収集に努め、可能な限りそれらと整合のとれた内容とすること。

(14) 輸送力を増強する鉄道運行計画、機材計画の検討

本事業で検討する通勤線 1 号線の運行頻度は現在、1 日 1 往復に留まっている。輸送力増強の観点からナイロビ中央駅～ダゴレッティ駅間においては 1 日 8 往復以上できる機材計画案および運行計画案（運行ダイヤ・車両編成等）を立案すること。検討の際は交通調査の結果と実施機関の保有する車両の状況を踏まえ、既往の鉄道編成と本事業による追加編成とで、実現するピーク時輸送能力が将来需要を充足するかを確認し、実現可能な鉄道運行計画案を作成すること。

また、鉄道運行計画案の作成と同時に、通勤線 1 号の輸送力増強が現状の周辺道路の渋滞の改善にどの程度資する可能性があるのかを定量的なデータを用いて示すこと。なお、事業効果指標については、十分に達成可能な数値を設定するとともに、その前提条件も整理すること。

(15) 輸送力増強に伴う軌道の健全性確認

前項の鉄道運行計画案の検討で明らかにした将来の輸送人員及び速度を踏まえ、ナイロビ中央駅～ダゴレッティ間における軌道の健全性を確認する。現在の軌道の状況で輸送力増強後の走行性や耐久性が担保されないと判明した場合は補修工事の要否を検討し実施機関及び関係機関に提言する。

(16) 事業対象駅

事業の対象駅は、現時点ではダゴレッティ駅を候補とする。対象駅については、ナイロビの都市計画・土地利用計画との整合性を踏まえつつ自動車・マタツ等その他交通手段からのモーダルシフトに効果的な場所を特定し、関係機関と協議のうえ、決定するものとする。

また、建設規模の検討にあたっては輸送力増強後に求められる収容人数及び駅設備を定量的に算出すること。

(17) 駅設備

駅設備は、駅舎、乗降場、跨線橋等を想定している。事業費の算出にあたっては、無償資金協力として実施可能な事業規模とすべく、それぞれの費用を切り分けることが可能な形で取りまとめること。

(18) 他の公共交通機関と連携した駅前広場およびアクセス道路の計画

駅前広場およびアクセス道路の計画策定においては、ナイロビの都市交通計画・土地利用計画との整合性やバス、マタツ等他の公共交通機関との連携に十分に配慮した計画とすること。ケニア国鉄が運行するバス事業を含めた現地のバス事業者へのヒアリングを実施し、実際の交通モード連携の可能性を確認すること。また、整備対象地についてはダゴレッティ駅を念頭に検討を実施するが、調査を通じてより適切と思われる候補地が明らかになった場合は、整備状況及び今後の周辺開発の展望を定量的なデータを用いて比較検討すること。

(19) 安全性を確保した施工計画の策定

駅施設、信号、踏切設備の建設／据付については、運転を継続しながらの実施が想定されることから、施工計画の策定においては安全性の確保に配慮する。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（２） インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（３） 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
- 第１回現地調査の際に「第３条 実施方針及び留意事項」（１２）～（１８）について重点的に情報収集を行い、以降の調査方針を策定すること。

（４） 自然条件調査

- ☒ 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

- ① 測量
- ② 地質調査・試掘調査
- ③ 支障物件調査

なお、沿線の自然条件調査の具体的な実施方法については、調査の効率化、周囲への影響低減及び調査者の安全確保のためドローンによる測量や画像解析による分析など、デジタル技術の活用を検討しプロポーザルにて提案すること。

（５） サイト状況調査

- ☒ 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 信号設置に係る状況調査

設置予定場所の広さ、機材配置方法、既存設備との互換性、建設用地内にある支障物件、地質、信号操作にあたる人員配置体制

② 踏切設置に係る状況調査

設置予定場所の広さ、機材配置方法、踏切操作にあたる人員配置体制

③ アクセス道路建設に係る状況調査

整備予定箇所の広さ、建設用地内及び工事影響範囲にある支障物件、地質・地形

④ 駅舎整備建設に係る状況調査

設置予定場所の広さ、建設用地内及び工事影響範囲にある支障物件、地質・地形、駅員の人員配置体制

⑤ 整備機材（機関車）に係る状況調査

維持管理体制、人員配置体制、整備機材保管場所の有無及び広さ

⑥ 軌道の状況調査

現在の健全性の確認及びそれを踏まえた補修の可否検討

（６）環境社会配慮にかかる調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

（ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ）環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、不法利用も含めた土地利用状況、用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関し

ては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案の比較検討

カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計（ウ）相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

②住民移転計画（用地取得／非自発的住民移転を伴う場合）

(ア)（フィージビリティ調査の場合 / 調査内で住民移転計画案を作成する場合）

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)～サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」を参考にする。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

(a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

(a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデイトが宣言され、カットオフデイト後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

(b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその

理由を記載する。

(c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

(d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対し

ては、転居費用も併せて提供する。

(e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

(a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ) 苦情処理メカニズムの検討

(a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ) 実施体制の検討

(a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

(b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は

能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体に移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク) 実施スケジュールの検討

(a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ) 費用と財源の検討

(a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

(a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ) 住民参加の確保

(a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補

償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場

合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等を含むこととする。

(イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、男性と女性それぞれの鉄道利用率、鉄道利用に関連した犯罪行為の発生状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習、鉄道事業への男性と女性それぞれの就業状況等を調べた上で、ジェンダー関連のニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを必要に応じて事業内容に反映させる。

- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

- ③ 調査項目として下記を含める。

- ジェンダー別の鉄道利用状況
- 鉄道利用に関連した性別に基づく犯罪行為（GBV）の発生状況
- 鉄道事業におけるジェンダー別の就業状況

(8) 障害配慮に関する検討・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。

(9) 気候変動対策案件としての検討

- ☒ 本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。
 - 具体的には、JICA Climate-FIT（緩和版）「3. 鉄道等によるモーダルシフト（旅客） 4. 道路、橋梁などによる渋滞緩和」を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を行い、本事業が気候変動対策に資するか検証する。既に算出している年間の CO2 削減量については、調査の中で数値を検証する。
 - 調査の結果、気候変動対策事業（緩和）に資することが明らかになった場合は、相手国等（関係官庁・機関）との協議内容にその旨を明記する。

(1 0) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(1 1) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- 信号整備計画においては、調査及び検討結果を機材・資材調達計画に反映する。特に安全性、経済性、ケーブルの盗難対策を考慮し、無線信号も含めて選定機材を検討する。プロポーザルでは、有線信号と無線信号のそれぞれについて、本事業で導入する場合に想定される問題や利点を整理し、それらを踏まえた調査の進め方を提案すること。
- 踏切整備計画においては、現行の機材が手動操作であることを踏まえ、踏切警手が確実に確保されることを確認し、短期間で習得・実装可能な機材設置計画

を検討する。

- 整備機材（機関車）選定においては、既に他国等から提供・整備されている車種や先方政府の要望、現実的な維持管理体制を考慮した上で最適な案を検討する。プロポーザルでは、機関車、気動車、その他の想定される車種のそれぞれについて、本事業で導入する場合に想定される問題や利点を整理し、それらを踏まえた調査の進め方を提案すること。

（１２）基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、信号設備・踏切設備基本計画、アクセス道路整備基本計画、駅舎整備基本計画、交通指向型開発を志向した駅前開発基本計画（駅前に商業施設等を検討する場合には想定投資主体と求められるプロセス整理を含む）を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 信号設備・踏切設備基本計画に基づき、各概略設計図を作成する。
- アクセス道路整備基本計画に基づき、概略設計図を作成する。
- 駅舎整備基本計画に基づき、平面図／立面図／外構図を作成する。なお、駅舎基幹機能とその他周辺整備に資する機能の区別を明確に作成する。
- 駅前開発計画を基に駅前の土地利用計画（平面図）を作成し、本事業スコープについては必要な概略設計図を作成する。

（１３）施工計画の立案

☒ 以下の施工計画について検討・作成する。

信号・踏切設置、アクセス道路施工、駅舎施工について以下項目を作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コ

ンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設・機材の維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。
- ソフトコンポーネントでは無償完工後直ちに鉄道の運行を可能とするのに必要な技術支援のみを行うことを想定している。持続可能な列車運行を実現する運営管理能力強化・機材維持管理能力強化については、本事業終了後に継続して別事業での支援を発注者が必要に応じて検討する。ソフトコンポーネント計画書に加えて、継続して支援すべきと考える事項を JICA とも協議の上検討し、報告書に記載する。
- 上記に加え、列車運行本数が増加することから、周辺住民へ路線内への立ち入りを禁止し、正しい乗車方法等を周知する安全啓発活動を実施する必要がある。安全啓発活動については本事業のソフトコンポーネントに含めない想定であるが、必要に応じて事業終了後に継続して協力すべきと考える内容を報告書に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくこ

とが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。
また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(17) 内部照査の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁵（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、免税手続き、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁶を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含

⁵ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

⁶ 無償資金協力事業では免税が原則である。

む。

- 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に対象国において案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。
- 免税処置に係る手続きと期間を相手国政府・実施機関に確認した上で、本事業の工期に反映し、具体的なプロセスを概略設計時に相手国政府・実施機関と合意を得て議事録に記載する。

（２０）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２１）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁷。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

⁷ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(22) 想定される事業リスクの検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスク（免税手続き、整備機材に関する先方政府の規制・周辺住民や商店等（不法占有者を含む）への対応事項・キベラ地区内での器物破損・施工遅延及び施工不良等）を特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。
- 相手国側事由により工期が延長される等により業者等に負担が生じた場合を想定し、機材保管又は保証期間延長に係る費用や、その他延長に際して発生する費用の負担と責任の所在について予め相手国政府・実施機関と協議を行う。

(23) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(24) 事業概要の本邦企業への説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁸に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会⁹を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(25) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

⁸ OCAJI 等の関連業界団体を含む。

⁹ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

(26) 協力準備調査報告書（案）の説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(27) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹⁰も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

¹⁰ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業 日以内	日本語	電子データ	1 部
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	1 部
環境チェックリスト (調査方針)	契約締結後 2 カ月 以内	日本語	電子データ	1 部
現地調査結果概要	概略設計協議調査 前	日本語	電子データ	1 部
協力準備調査報告書 (案)	概略設計協議調査 前	日本語	電子データ	1 部
		英語	電子データ	1 部
照査チェックリスト	概略設計協議調査 前	日本語	電子データ	1 部
デジタル画像集	概略設計協議調査 後	日本語	電子データ	1 部
進捗報告書 ¹¹ の初版	概略設計協議調査 後	英語	電子データ	1 部
免税情報シート	概略設計協議調査 後	日本語	電子データ	1 部
概要資料 (案)	概略設計協議調査 後	日本語	電子データ	1 部
初期環境調査報告書／環境アセスメント案(住民移転計画案、先住民族計画案)	概略設計協議調査 前	英語	電子データ	1 部
ドラフト・ファイナル・レポート(環境社会配慮部分)	概略設計協議調査 前	日本語	電子データ	1 部
		英語	電子データ	1 部
環境チェックリスト (設計方針会議用)	帰国報告会 実施 前	日本語	電子データ	1 部

¹¹ Project Monitoring Report (PMR)

協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		英語	CD-R	1 部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		日本語	製本	10 部
		英語	CD-R	3 部
		英語	製本	10 部
完成予想図(パース)	契約履行期限末日	-	製本	5 部
		-	電子データ	5 部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
機材仕様書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
調査データ	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1 部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

（６）調査データ

- 位置情報¹²の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたものの。

（７）環境社会配慮に関する資料

➤ 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第４条（５）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」（該当する場合は：②「住民移転計画」、③「先住民族計画」）に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

➤ 環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第４条（５）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」（該当する場合は：②「住民移転計画」及び③「先住民族計画」）の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

➤ 初期環境調査報告書／環境アセスメント案（該当する場合は住民移転計画案、先住民族計画案）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

➤ ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

第６条 再委託

☒ 本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	環境社会配慮調査	ケーブル配線工事に伴う支障物件に関する調査、自然環境調査、社会環境調査	一式	本見積
2	測量・沿線建物・自然条件調査	線路沿線の測量、駅周辺の測量	一式	本見積

¹² 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

3	地質調査	ケーブル配線工事対象地の掘削及び駅・アクセス道路工事対象地の地質調査及び試掘調査	一式	本見積
4	交通調査	アクセス道路工事対象地の交通調査、整備対象路線の交通調査	一式	本見積

第7条 機材の調達

☒ 本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報	
---------	--

- (1) 国名：ケニア共和国（以下、「ケニア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ナイロビ市（人口約 439.7 万人（2019 年））
- (3) 案件名：ナイロビ通勤鉄道改良計画
 （The Project for the Improvement of the Nairobi Commuter Rail）
- (4) 事業の要約：ナイロビ通勤鉄道（1 号線）に機関車、信号システムを整備するとともに、ダゴレッティ駅舎及び同駅とダゴレッティ副都心を結ぶアクセス道路等の改修・改良を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における都市交通セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
 ケニアの首都ナイロビ市は、47 の郡の中でも最大の人口を有し、さらに 2019 年の 439.7 万人から 2030 年には 527 万人まで増加することが予想されている（ケニア国家統計局、2019）。近年の交通需要の増大により、ピーク時のナイロビ中心部の自動車の平均旅行速度は 4.7 km/h となっており、この慢性的な交通渋滞による同市における経済損失は年間約 10 億米ドルと推計されている。

ケニア政府は、上記課題の解決に向けて、国家計画「Vision 2030」の第四次中期計画（2023～2027）やケニア鉄道公社の戦略計画（2023/2024-2027/2028）において鉄道の延伸や改良、新線整備を優先事業としている。また、開発計画調査型技術協力「ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト」（2014）を通じて作成したマスタープラン（以下、「都市 MP」という。）に基づきケニア政府に承認された「第四次ナイロビ都市開発計画」（2014～2030）では、道路拡幅及びナイロビ通勤鉄道の強化を通じた交通需要への対応を提案している。

現在、ナイロビでは 4 路線の通勤鉄道が整備・運行されている。このうち、ナイロビ中心部とダゴレッティ（第四次ナイロビ都市開発計画で提案されている副都心の一つ）等とを結ぶ鉄道 1 号線（ナイロビ中央駅～キクユ駅の約 30 km、うち本事業の対象区間はナイロビ中央駅～ダゴレッティ駅の約 18 km）は、2030 年にはピーク時で 10,962 PPHPD（Passenger Per Hour Per Direction）（ナイロビ通勤鉄道マスタープラン、世銀、2019）の交通需要が予測されている。しかしながら、機関車の不足により保有する客車の一部しか活用できておらず（全 80 両中、56 両を運用中。1 号線ではうち 6 両を運用中。）、また機関車は他用途（貨物の整理）にも使用されていることから、1 日の運行は 1 編成（6 両編成）1 往復のみとなっている。このため、現状の 1 号線の輸送能力は 1,032 PPHPD（定員 172（着席 60 人+立席 112 人）×6 両）に留まり、既存 4 路線の中で交通需要と輸送能力の差が最も大きい路線である（「アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る情報収集・確

認調査」、2021)。また、1号線には人の手を介さず自動で作動する信号システムが存在しないため、安全運行確保の観点から複数編成を運行できない要因となっており、さらに道路と交差する箇所に踏切が存在しないため、目視での安全確認が必要という問題がある。このことから、本事業による鉄道運行本数の増加（8往復／日の運行）を実現するためには、道路交差部での安全の確保が必要となる。

なお、1号線と同様にナイロビ西部と中心部を繋ぐ公共交通として、我が国の無償資金協力事業「第一次、二次ウゴンゴ道路拡幅計画」（2012・2017年G/A、事業完了済）により拡幅を行ったウゴンゴ道路には、バスやマタツ（小型乗り合いバス）が運行している。ピーク時の需要を満たすために大量のバスが集中していることや、定時性の高い公共交通機関が十分に整備されていないことから自家用車やタクシーを使う人が多く、渋滞を引き起こしている。このため、バスやマタツに大半を依存している現在の輸送を1号線により多く分担させることが緊要であり、ナイロビ中心部と西部を結ぶ鉄道1号線増強の必要性が高まっている。

また、ナイロビ市中心部から西方へ約10kmのダゴレッティ居住区では、人口が2009年から2019年にかけて33万人から43万人に約30%増加しており、副都心及び居住地としての機能強化が必要である。他方、同居住区は最寄りの鉄道1号線の停車駅であるダゴレッティ駅から1.5km離れた場所に位置しており、駅へのアクセス道路は未舗装である。このため同居住区の住民の多くは、ナイロビ中心部への移動に鉄道1号線ではなく、自家用車やマタツを使用している。ナイロビ市は第四次ナイロビ都市開発計画の中で、都心部で増加する人口への住宅供給のためにダゴレッティ副都心での居住区開発を重要視しており、この開発は現在も進行中で、居住者が増加している。住民の交通利便性向上のため、鉄道1号線の輸送能力強化と、需要増に対応できるダゴレッティ駅施設規模の拡充、及びダゴレッティ駅までのアクセス道路の改良が喫緊の課題となっている。

本事業は、既存の交通手段である自家用車、マタツ等から鉄道へのモーダルシフトという観点から、温室効果ガスを2030年までに32%削減するという当該国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標にも整合するものである。

（2）都市交通セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対ケニア共和国国別開発協力方針（2020年9月）では経済インフラ整備が重点分野に定められ、質の高いインフラの整備を通じた東アフリカ北部回廊の開発及び連結性の強化、経済・物流の要となる大都市の適切な発展に取り組むとされている。本事業は2014年にJICAが支援した都市MPを基に策定された「第四次ナイロビ都市開発計画」において掲げられたスローガン「ナイロビ2030：地域の統合とサ

ステイナビリティに向けた象徴的でグローバルに魅力的な都市」の実現に貢献するもの。加えて、対ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018 年 3 月）では、渋滞緩和に資するインフラ整備の必要性を指摘している。加えて JICA グローバル・アジェンダ「運輸交通」が重点的な取組として掲げる軌道系交通機関の整備や公共交通機関の利用促進に合致するものであることから、本事業はこれら分析・方針に合致する。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は本事業をより具体的に提案したナイロビ通勤鉄道線マスタープラン（2019 年 7 月完成）を支援した他、本事業対象地を含む人口密集地の鉄道・住宅の境界壁兼住居整備を支援（2006 年 1 月～2015 年 9 月）し、ナイロビ通勤鉄道線沿いの住民の居住区と鉄道区域の境界を整理した。さらに世界銀行は、ナイロビ中央駅から北東部ルイル副都心候補地に伸びるナイロビ通勤鉄道 2 号線の駅や線路の改修増強、1 号線含む通勤鉄道全路線の基本設計の支援を表明している。また、フランス財務省はナイロビ東部の空港方面へ伸びる 5 号線の改修増強（線路の修理や踏切、信号システム等）を支援し、外務・英連邦・開発省（FCDO）はナイロビ通勤鉄道 1 号線の終着駅でもあるナイロビ中央駅周辺の再開発を支援している。その他、欧州連合やフランス開発庁、欧州投資銀行は、ナイロビ中央部と東部ダンドーラ副都心候補地を接続するバス高速システム（BRT）3 号線の整備を支援している。

なお、実施機関であるケニア鉄道公社は、2009 年 4 月に InfraCo（SIDA、DfID、Swiss SECE、Dutch DGIS、Austrian ADA、世界銀行などが支援する Private Infrastructure Development Group Trust (PIDG) 所有の私企業）と共同開発契約（JDA）を締結し、PPP による鉄道の近代化や拡大を試みたが、現時点では実現に至っていない。協力準備調査にて、理由と共に本事業との重複が無いことを確認予定。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、ナイロビの公共交通改善を通じて経済成長に資することから、SDGs ゴール 9（インフラ）、11（都市）、13（気候変動に具体的な対策を）に貢献すると考えられ、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的：本事業は、首都ナイロビにおいてナイロビ通勤鉄道 1 号線の機関車及び信号システムの増強、ダゴレッティ副都心居住区から鉄道駅までの道路改良を実施することにより、鉄道の輸送能力の向上と、安全運行の確保、及び同居住区から鉄道駅へのアクセス改善を図り、もって地域経済の発展に寄与するもの。

②事業内容（詳細は協力準備調査にて確認）

ア）施設、機材等の内容

【施設】ダゴレッティ駅改修

【土木】ダゴレッティ居住区からダゴレッティ駅へのアクセス道路改良（約1.5km：アスファルト舗装の実施等）

【機材】機関車（1両）、信号システム（1式、閉塞装置・色灯信号・車軸検知装置等）、踏切警報装置（2箇所）

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、施工監理、施設/機材の運営・維持管理の指導

ウ）調達・施工方法：建設資機材について、一般的な資材は現地調達とし、現地調達が困難な一部の資材は本邦調達とする。また、機材については基本的に本邦調達とし、日本又は当該国で調達困難な機材は第三国調達とする。施工にあたっては、本邦の工場にて組み立て・評価試験を行った上で現地に輸送し据付を行う。なお、当該国までの輸送費は日本側で負担する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者（都市鉄道を利用する顧客）：約 285 万人／年

最終受益者（都市鉄道による渋滞緩和の裨益をうける地域住民）：約 439.7 万人（2019 年）

④他の JICA 事業との関係：2. 事業の背景と必要性（1）で記載のとおり、過去 JICA が支援したマスタープランにおいて本事業の必要性が示されている。加えて、技術協力「ナイロビ公共バス運営改善プロジェクト」（2022 年 4 月～2025 年 8 月、その後フェーズ 2 の実施を検討中。）を通じて本事業で改善予定の鉄道とバスや BRT 等との連結性強化を検討している。

（2）事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

実施機関：ケニア鉄道公社（Kenya Railways Corporation）

協力機関：

ナイロビ首都圏交通公社（ダゴレッティ居住区から鉄道駅までの市内公共バスの運行（マタツ業者との調整）を担う）、ナイロビ市（本事業により改良されたアクセス道路の維持管理を担う）

② 他機関との連携・役割分担：特になし

③ 運営／維持管理体制：

体制面：現時点ではケニア鉄道公社に本事業で分けて整備する資機材等の運用に係る十分な数の人員はいるものの、世銀及びフランス等が支援する路線の運

営・維持管理に従事する人員も念頭に、将来的な体制面の課題を協力準備調査で確認する。

技術面：現在も鉄道 1 号線が運行しており、ケニア鉄道公社により軌道整備（保守）等が実施されていることから、資機材等の維持管理に係る技術面での深刻な問題はないものの、コンサルティング・サービスを通じ、ケニア鉄道公社に対し、本事業で整備される施設/機材及びシステムの運営・維持管理にかかる技術指導を検討する。特に、貨物の整理にも機関車が使用されている現状を踏まえ、より効率的な運行計画の作成に係る能力強化を実施予定。また、技術協力プロジェクト等を通じて機関車の検修や軌道整備に係る技術力の向上を図り、更には日本の経験を生かした鉄道運営全般に係る技術指導を実施する予定。必要な技術支援については協力準備調査で確認する。

財務面：ケニア鉄道公社の収入は一貫して増加傾向にあるものの、政府からの補助金によって支えられている。今後、政府補助は削減される見込みの中で、営業収支の黒字化を中期計画で掲げている。本プロジェクトで整備する資機材等を運用する上での財政的な課題を協力準備調査で確認し、財政面の健全化に向けた技術支援も検討する。

（３）安全対策：協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対応の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（４）環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

（５）横断的事項：本事業は気候変動対策に向けて、公共交通へのモーダルシフトによる温室効果ガス削減を目指すことから気候変動緩和策に資する可能性があり、推計では年間 2,483 トンの CO2 削減が見込まれる。また、都市部の輸送力を向上することで当該国が国連気候変動枠組条約事務局に提出した第二次 Nationally Determined Contributions（2025 年）に記載されている「電化、モーダルシフト、都市大量高速輸送システム、運輸部門全体のグリーン化を通じて、ジェンダーに対応し、誰もが利用できる低炭素で気候変動に強く、効率的な交通システムを促進する。」とも合致する。協力準備調査にて改めて精緻な緩和効果の推計を予定。また、障害配慮の観点から、駅舎等にユニバーサルデザインを採用予定の他、貧困対策として貧困層が多いダゴレッティ居住区やキベラ居住区の交通アクセスを改良する計画。

（６）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】【確認中】☒GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞協力準備調査にて、女性や障害者、高齢者等多様な人々が安心して利用できる駅舎設計など、ジェンダー課題、対応する取り組み案及び指標案を策定・確認するため。

（７）その他特記事項：特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2021 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成 2 年後】
鉄道 1 号線輸送人員 (人/年)	340,000	2,850,000
ダゴレッティ駅～ダゴレッティ副都心間 を結ぶバスのダゴレッティ駅の発着台数	0	協力準備調査で設定

(2) 定性的効果:

ダゴレッティ駅改修による利便性の向上 (乗降場整備等)

ナイロビの交通渋滞緩和及びモーダルシフトによる交通公害の緩和

鉄道への信号、踏切の導入による道路、鉄道の安全性の向上

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インド「デリー高速輸送システム建設事業」の事後評価 (2010 年度) 等からは都市鉄道整備による渋滞の緩和や CO2 の削減効果があったことに加え、日本では一般的な乗客の整列乗車が確認されるなど市民の行動の変容にも効果があった。また、インド「ベンガルール・メトロ建設事業」の事後評価 (2019 年度) 等から、都市鉄道は、他の交通モードとの連携が公共交通としての利便性を高めるために必要との教訓を得ている。

本事業においても、上記教訓を踏まえ、より良い方向へ市民の行動を変容させるために乗客の整列乗車等を奨励するよう実施機関に日本での実例を示しながら促す予定。また、バスとの交通結節点の整備を進めつつ、技術協力「ナイロビ公共バス運営改善プロジェクト」と連携し、ソフト・ハード両面で乗り継ぎの利便性の強化を支援する予定

以 上

[別紙資料] ナイロビ通勤鉄道改良計画環境社会配慮

[別添資料] ナイロビ通勤鉄道改良計画地図別紙 (別紙1)

ナイロビ通勤鉄道改良計画 環境社会配慮

① カテゴリ B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)に掲げる鉄道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

- ③ 環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
- ④ 汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

○ナイロビ通勤鉄道改良計画 地図



○通勤鉄道 1 号線と各種設備整備予定地



ダゴレッティ駅
信号・車軸検知装置の器具箱設置予定地 (1)



キベラ駅
信号・車軸検知装置の器具箱設置予定地 (2)



ナイロビ中央駅
信号・車軸検知装置の器具箱設置予定地 (3)



踏切設置予定地 (1)

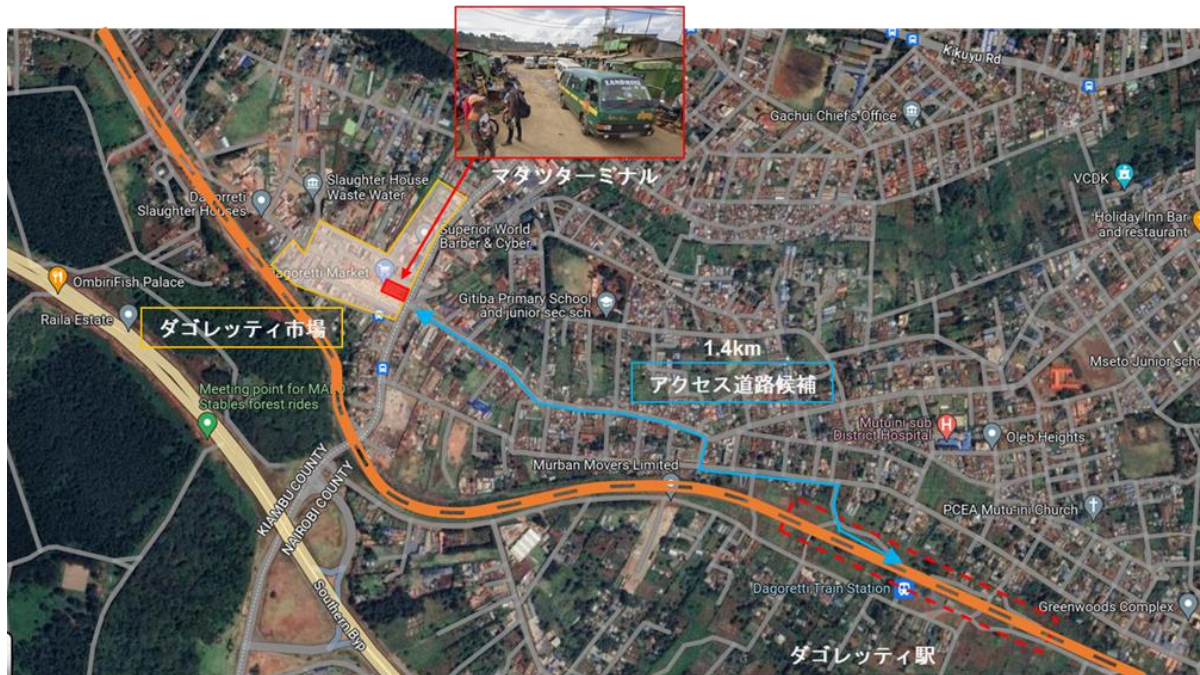


踏切設置予定地 (2)

キベラスラム：
アフリカ最大のスラム街
(推定人口50万人)

○アクセス道路候補地

マタツ2路線が乗り入れ (2019年時点)



出典：JICA 調査団

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	測量・沿線建物・自然条件調査の業務に係る具体的内容	第4条（4）
2	信号整備計画調査に係る具体的内容	第3条（12） 第4条（11）
3	整備機材（機関車）選定調査に係る具体的内容	第3条（13） 第4条（11）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：鉄道の整備及び設備建設に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制

本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・製造監理コンサルタントとして、当機構が本件業務の受注者を先方政府実施機関に推薦予定です。このため、資金協力事業実施に際しての実施設計・施工監理体制（作業計画／要員計画等）について、提案してください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

- ・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者／〇〇（格付の目安：2号）】

① 対象国及び類似地域：ケニア及びその他開発途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

(4) その他

ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクトに関する情報の多寡はコンサルタント選定時の評価に考慮しないこととし、契約後に必要に応じ JICA より左記プロジェクトの追加資料やプロジェクト関係者との打合せ機会の提供を行うこととします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 1) 事前準備： 2025 年 9 月
- 2) 現地調査①：2025 年 9 月～10 月の間
- 3) 国内解析①：2025 年 10 月～2025 年 11 月
- 4) 現地調査②：2025 年 11 月～12 月の間
- 5) 国内解析②：2025 年 12 月～2026 年 8 月
- 6) 現地調査③（概要説明）：2026 年 6 月～7 月の間
- 7) 概要資料提出： 2026 年 7 月
- 8) 最終報告書提出：2026 年 11 月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 30.34 人月

2) 渡航回数を目途 延べ 22 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査
- 測量・沿線建物・自然条件調査
- 地質調査
- 交通調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- ケニア国ナイロビ首都圏 公共バス運営改善プロジェクトプロジェクト業務進捗報告書（３）（2025 年 2 月）
- THE PROJECT FOR CAPACITY BUILDING FOR BUS OPERATION POLICY AND MANAGEMENT IN NAIROBI METROPOLITAN AREA, Progress Report (3), February 2025
- Progress Report (3)_Attachment, February 2025
- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 3 月）

２）公開資料

- [ケニア国 ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト最終報告書\(和文要約\).](#) - （2014 年 12 月）
- [アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通改善に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート 要約版](#)（2022 年 10 月）
- [ケニア国 ナイロビ都市交通網整備計画調査最終報告書 和文要約編.](#) - （2006 年 3 月）
- [ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト 事業事前評価表](#)（2023 年 6 月）

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

149,064,200円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

✓ 本案件は、定額計上があります（40,300,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境影響評価調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	15,000,000円	環境調査費一式	現地再委託
2	測量・沿線建物・自然条件調査に係る経費	同上	15,000,000円	測量・沿線建物・自然条件調査一式	現地再委託
3	地質調査に係る経費	同上	5,000,000円	地質調査一式	現地再委託
4	交通調査に係る経費	同上	5,300,000円	交通調査一式	現地再委託

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

- １） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（８）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（９）その他留意事項

無し

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、実施方法等	65	
(2) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)